〇動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数に関する事項

（経過措置の内容）

行き場を失う犬猫の遺棄や殺処分、不適正飼養を防ぎ、新規従業者の確保又は譲渡等による飼養頭数の削減を行う期間が必要なことから、段階的に５頭ずつ減らす。第２種動物取扱業では、ブリーダー等の第１種動物取扱業からの譲渡が増加する可能性があることから、完全施行時期を１年遅らせる。

・新規事業者は、令和３年６月に完全施行

・既存事業者は、段階的に適用し、

令和６年６月から完全施行（第１種動物取扱業）

　令和７年６月から完全施行（第２種動物取扱業）

|  |
| --- |
| 第１種動物取扱業 |
| 施行日 | 犬 | うち繁殖犬 | 猫 | うち繁殖猫 |
| R3.6 | ―（経過期間） | ―（経過期間） |
| R4.6 | 30頭 | 25頭 | 40頭 | 35頭 |
| R5.6 | 25頭 | 20頭 | 35頭 | 30頭 |
| R6.6 | 20頭 | 15頭 | 30頭 | 25頭 |

|  |
| --- |
| 第２種動物取扱業 |
| 施行日 | 犬 | うち繁殖犬 | 猫 | うち繁殖猫 |
| R3.6 | ―（経過期間） | ―（経過期間） |
| R4.6 | ―（経過期間） | ―（経過期間） |
| R5.6 | 30頭 | 25頭 | 40頭 | 35頭 |
| R6.6 | 25頭 | 20頭 | 35頭 | 30頭 |
| R7.6 | 20頭 | 15頭 | 30頭 | 25頭 |

別表

 